

第 1 参考法令

【付属资料No.1】参考法令一覧

通番	規定	条項	表記	名称
01	地方自治法	第 244 条 第 244 条の 2	—	地方自治法（抜粋）
02	要綱	—	—	大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会設置要綱

地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本市が執行する公の施設の指定管理者制度に係る予定候補者（以下「候補者」という。）の公平な選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し、必要な事項を審査するため、大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項の審査に関すること。
- (2) 指定管理者が行う施設の管理運営状況についての評価（以下「総合評価」という。）に関すること。
- (3) 指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理についての審査に関すること。
- (4) その他、指定管理者制度の運用に関して、委員長が必要と認める事項の調査・審議に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市の内部委員と外部委員をもって組織する。ただし、内部委員については、前条第1号に規定する事務を処理する場合に限り、委員とする。

2 委員会の内部委員は、当該公の施設を所管する部局の長（以下「所管部局長」という。）をもって充て、外部委員は学識経験を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 外部委員の任期は5年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、外部委員のうちから、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長及び副委員長に事故あるとき、又は委員長及び副委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の専門家若しくは学識経験者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

(除斥)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公の施設に関する審議に加わることができない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは2親等内の親族が、公の施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）の代表者又は役員を構成する立場にある場合
- (2) 委員が、業務連携等により、直接応募団体に関与している場合
- (3) 委員又は委員の所属する団体が、応募団体と請負等の関係にある場合
- (4) 前号のほか、委員が応募団体から経済的な利益を受けている場合
- (5) その他前各号に準ずると認められる場合

(選定基準等)

第7条 条例等に規定する選定基準又は評価基準の具体的な内容は、別表第1のとおりとする。

(候補者の選定方法等)

第8条 候補者の選定の方法は、応募団体から提出された事業計画書その他評価の対象となる書類の内容について、原則として応募団体からのプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施し、前条の選定基準に沿った適正な審査を行う。

- 2 総合評価の方法は、指定管理者が行う施設の管理運営状況について、当該公の施設を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）が評価し、所管部局長が確認した評価結果及び運営状況について委員によるヒアリングを実施し、前条の評価基準に沿った適正な審査を行う。

(委員の責務)

第9条 委員は、公平、公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、大垣市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。
- 3 委員は、候補者の選定等のため、個別に応募団体と接触をしてはならない。

(報告及び決定)

第10条 委員会は、候補者の選定及び総合評価を行ったときは、速やかに当該結果につ

いて市長又は教育委員会が管理する施設については教育委員会（以下「市長等」という。）に報告するものとする。

- 2 市長等は、前項に規定する候補者の選定については、その結果を総合的に判断し、適当と認めるときは、候補者を決定する。

（公表等）

第11条 市長等は、候補者を決定したとき及び総合評価の報告があったときは、速やかに別表第2に定める事項について公表するものとする。

- 2 所管課長は、候補者の決定があったときは、速やかに選定結果等を応募団体全員に通知するとともに、選定結果を公表するものとする。

（委員会の庶務）

第12条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

（会議の招集の特例）

- 2 第5条の規定にかかわらず、最初に招集される会議及び委員長の任期満了後、次の委員長が定められるまでの会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第3条第2項の規定に基づき委員であった者は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日に解嘱されるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定（評価基準に関する部分に限る。）は、平成25年度以後に指定する指定管理者について適用し、平成24年度以前に指定した指定管理者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に新たに委嘱する委員について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に新たに委嘱する委員について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

分類1	分類2	分類3	選定内容	評価内容
平等な利用の確保	公の施設としての対応	施設の性格や設置目的・役割の理解	公の施設としての役割、当該施設の設置目的の理解は十分か。 施設機能の活用や効用の発揮の工夫はどうか。	公の施設としての役割や設置目的の理解、施設機能の活用状況はどうか。
		平等な利用確保	平等な取扱いに対する理解や施設利用が特定の市民や団体に偏らない仕組みはどうか。	平等な利用の確保や減免規定の運用状況はどうか。
		関係機関や地域との連携の取組	公の施設を管理運営する者としての役割や立場を理解し、関係機関や地域、ボランティア及び関係団体等との連携に対する取組は十分か。	関係機関や地域、ボランティア等との連携状況はどうか。
事業内容	サービス向上への取組	利用者ニーズの把握及び対応	利用者ニーズを確認する機会は適切か。 利用者ニーズを確認し、改善を行う仕組みはどうか。	利用者ニーズの把握とニーズへの対応状況はどうか。
		サービス(事業)向上に向けた具体的な取組	現状のサービス(事業)に加え、新たな取組はどうか。 サービス(事業)の改善に向けた取組はどうか。	新たな事業への取組や既存事業の改善状況はどうか。
		利用者増加に向けた具体的な取組	PR広報のほか、利用者の増加又は利用率の向上に向けた具体的な取組や改善はどうか。(※施設の性格によっては除外することも可)	利用者増加や利用率向上への取組状況はどうか。
		広報の実施	利用者の増加に向けた施設PRの取組はどうか。 施設の状況等に関する広報(情報提供)の取組はどうか。	PR広報のほか、施設の状況などに対する積極的な広報(情報提供)の取組状況はどうか。
	適切な管理運営への取組	施設の維持管理業務の内容や対応	清掃や保守点検等の施設管理業務は仕様を満たしているか。 施設の不具合や要修繕箇所の確認など初期対応への対応は適切か。	施設管理業務は仕様を満たしていたか。また、その実施水準はどうか。

分類1	分類2	分類3	選定内容	評価内容
			夜間の管理体制は適切か。	
		計画事業（サービス）量の妥当性	施設管理業務のほか、施設運営に係るサービスや事業の量は、仕様書と比較して適切か。	施設管理業務のほか、施設運営に係る事業は、事業計画を満たしていたか。また、その実施水準はどうか。
		市の目指す方向との整合性	事業計画の内容は、市の方針と整合が取れているか。	—
	健全化・効率化への取組	指定管理料の妥当性	事業量の増減と乖離し、正当な理由なく指定管理料が増減していないか。 前期や市の想定金額と比較して指定管理料は妥当か。	—
		収入増加や経費削減への取組	収入増加や経費削減の取組は適切か。	収入の増加や効率化の取組状況はどうか。
		収支計画の妥当性	過去の実績等を踏まえ、収支計画は現実的で、健全な施設運営の維持は可能か。	収支面における適正な管理運営の状況はどうか。
業務実施能力	業務遂行体制の確保	人員配置や組織の妥当性	事業計画を実施できる人員配置や組織体制は適切か。 法人の場合等は、臨時や非常勤職員の割合が著しく高くないか。 自治会など小規模団体の場合は、業務引継ぎや連携等が確実にできるか。	人員配置や体制は事業計画の水準を満たしていたか。また、その状況はどうか。
		職員の資質確保への取組	職員の指導育成や研修は適切か。	職員の資質確保や資質向上に向けた取組状況はどうか。
		業務改善への取組	セルフモニタリングなど、自己評価や自己点検等の取組は適切か。	セルフモニタリングなど、自己評価や自己点検等の実施状況はどうか。

分類1	分類2	分類3	選定内容	評価内容	
	危機管理等の体制確保	利用者の安全対策や事故対応への取組	利用者の安全確保についての取組は適切か。 事故に備えた保険加入等は適切か。 防災訓練の実施計画などは適切か。	利用者事故等に備えた保険の加入や防災訓練の実施状況はどうか。	
		災害時や個人情報保護等への取組	個人情報保護に向けたマニュアルの整備や研修計画は適切か。 災害時等の危機管理に備えたマニュアル整備や体制は適切か。	事故や災害発生時など、危機管理の対応状況はどうか。	
	業務遂行能力の確保	類似施設等を含めた管理運営実績	当該施設を含め、指定管理者としての実績の有無、その評価はどうか。	—	
		団体等の安定性・健全性	指定期間を見通し、業務を完遂できる組織の継続性・安定性はどうか。	—	
	功の 実 績	公益的 活 動	団体等の公益的な活動の実績	本市における関係機関や団体等との連携、公益的な活動の実績はどうか。	—
			達成目標（及び達成	目標指標①	—
		目標指標②		目標指標②の達成度はどうか。	
			合計	合計	

別表第2（第11条関係）

候補者を選定した場合	総合評価をした場合
(1) 候補者の選定を行った公の施設の名称	(1) 総合評価を行った公の施設の名称及び指定管理者の名称
(2) 委員会の開催日時、場所	(2) 委員会の開催日時、場所
(3) 候補者の名称及び選定結果等	(3) 総合評価結果
(4) 選定基準	(4) 評価基準
(5) その他必要と認められる事項	(5) その他必要と認められる事項